

# 千葉県社保協通信

2019年度一 No16 2020年 4月 21日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール [syaho2006@star.ocn.ne.jp](mailto:syaho2006@star.ocn.ne.jp)

## —国民健康保険は社会保障制度—

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため 保険証は無条件で交付を！**

**安心して 医療にかかりたい …**

**被用者だけでなく**

**自営業者やフリーランスの人に 傷病手当金の支給を!!**

**県社保協・県に再要請**



県社保協は、20日、3月19日付で県に対し要請した新型コロナウイルス感染拡大防止のため「資格証明書の被保険者に短期保険証交付を求める」「国保・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料(税)および国保・後期高齢者医療保険の傷病手当金の取り扱い」等についての回答を受け再要請と意見交換を行いました。

県保険指導課副課長他4名、県社保協からは鈴木英雄 国保部会責任者他2名が出席。みわ由美県議(共産党)が同席し、1時間余りにわたって懇談しました。



**“緊急事態”だからこそ  
県は住民のいのちを守る  
自治体の役割発揮を !!**



千葉県民主医療機関連合会  
事務局長 加藤 久美

今回の懇談で、「被用者だけではなく個人事業主への傷病手当金の対象拡大をできるように市町村を支援してほしい」「国に対してはこの点についても財政的な支援を要望してほしい」ということ。

あわせて「資格証明書の交付をされている方に短期保険証の交付を。せめて保険証と見なして同じ扱いで受診できることを情報として伝えてほしい」と重ねて要望しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、営業自粛や外出自粛をされている昨今、医療の現場でも病院に訪れる人の中には「不安、怒りをどこにぶつければよいのか」と声を荒げて訴える自営業者の方もおられます。「売上げが半減した。具合も悪くなった。このまま営業を続けてよいか、営業しないとますます収入がなくなる」と訴えたそうです。自営業者にも傷病手当金の対象拡大はできるとしていますが、国の財政支援はありません。また、このような感染拡大の最中に、資格

証明書の方が役所の窓口で相談に行けるわけがありません。役所に行き、人との接触をする機会を作ること自体が危険です。県も「来ないでください」と言っています。県のホームページに掲載している」と言いますが、どう辿っていけばその情報に行きつくのか、そもそもホームページを見ることができると疑問です。短期保険証を郵送することが一番安心につながるし、県民に寄り添ったやりかたではないでしょうか。

傷病手当の実施に向けても、資格証明書を交付されている方への短期保険証の交付についても、県の回答は「国保は国の制度。国がこうすると通知を出してくれないと県が突出してはできない。ハードルが高い。首長の意向もあるし…」と言います。どうして「国がやらないなら、住民のいのちと財産を守るのが地方自治体の役割」と言って実施できないのか腹立たしくなります。

「自治体に指導助言を」と求めても、「今の混乱の中で、新たな実務の負担を増やすようなことはできない」との回答。どこかの自治体が行ったようにコロナの影響で失職した人たちを臨時で雇用して「人手を確保してやろう」とならないのでしょうか？

この事態を最大級の災害と捉えて危機感を持って取り組んでいるのか、ますます疑問と怒りが湧くばかりです。